

四 成人教育に関すること。
五 女性教育に関すること。

六 視聴覚教育（社会教育に限る。）に関すること。

七 社会通信教育に関すること。

八 ユネスコ活動に関すること。

九 社会教育主事の資格の認定に関すること。

十 社会教育関係法人に関すること。

第四章第一節第五款を削る。

第四章第一節第六款中第六十条を第五十六条とし、第六十一条から第六十三条までを四条ずつ繰り上げる。

第六十四条中「第六十条」を「第五十六条」に改め、同条を第六十条とする。

第四章第一節第六款を同節第五款とする。

第四章第一節第七款中第六十五条を第六十一条とし、第六十六条から第六十八条までを四条ずつ繰り上げる。

第四章第一節第七款を同節第六款とする。

第四章第二節中第六十九条を第六十五条とし、第七十条から第七十二条までを四条ずつ繰り上げる。

第七十三条第二号の表山口県社会教育委員の項中「社会教育・文化財課」を「地域連携教育推進課」に改め、同表山口県文化財保護審議会の項を削り、第五章中同条を第六十九条とする。

第六章中第七十四条を第七十条とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和五十二年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十八号までを一号

ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第三号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成二十年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第四号

山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則
山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十四年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
別表公立学校教員採用候補者選考試験の成績の項の前に次のように加える。

| | | |
|-----------------|----------------|----------|
| 文化行政専門職員採用選考の成績 | 合格発表の日から 一年 | 教育庁教育政策課 |
|-----------------|----------------|----------|

別表中

文化行政専門職員採用選考の成績

合格発表の日から
一年

教育庁社会教育・
文化財課

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山口県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第五号

山口県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会表彰規則（昭和六十一年山口県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに文化財の保護」を削る。

第二条第四号中「及び文化財の保護」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第六号

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則（昭和四十三年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 業務上の職の表指導主事の項中

指導主事

を

を削る。

指導主事 グループリーダー

に改め、同表事務職員の項中「文化財専

門員、文化財保護主事」を「グループリーダー」に改め、「研究指導主事」の下に、「スクールソーシャルワーカー」を加える。

別表第二の二 業務上の職の表班長の項の次に次のように加える。

グループ
リーダー
上司の命を受けてグループの事務を掌理する。

別表第二の二 業務上の職の表文化財専門員の項及び文化財保護主事の項を削り、同表に次のように加える。

スクール
ソーシャル
ワーカー
上司の命を受け、学校における児童及び生徒の福祉に関する指導及び助言に従事する。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第七号

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会被服等貸与規則（昭和五十七年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の項を削り、同表2の項中

養護教諭又は養護
助教諭の職にある
もの
白衣
/年

を

養護教諭又は養護
助教諭の職にある
もの
白衣
/年

に改め、同項を同

| | | |
|-------------|------------|----------|
| 栄養教諭の職にあるもの | 白衣 ゴム長靴 | /年 /年 |
|-------------|------------|----------|

表1の項とし、同表中3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、同表5の項中「普通」を「普通3」に改め、同項を同表4の項とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第八号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加え、同条中第十五項を第十六項とし、第十項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10 栄養教諭は、生徒又は児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

別表の1の表山口県立光丘高等学校の項を削り、同表山口県立下関西高等学校の項中

| | | | | | | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|--|--|--|--|--|--|
| 夜 | 普通科 ³ 又は ⁴ | — | を | | | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|--|--|--|--|--|--|

に改め、「定時制課程普通

科は、平成31年度から生徒募集を停止する。」を削り、同表山口県立下関工科高等学校

| | | | | | | | | | |
|-----|---|------------------|------------------|---|---|--|--|--|--|
| の項中 | 夜 | 機械科 ⁴ | 3又は ⁴ | — | を | | | | |
|-----|---|------------------|------------------|---|---|--|--|--|--|

に改め、「定時制課

程機械科は、平成31年度から生徒募集を停止する。」を削り、別表の4の表山口県立田

布施総合支援学校の項及び山口県立下関総合支援学校の項中

| | | |
|-----------|---|----|
| 普通科 | 3 | — |
| 産業科 | 3 | — |
| 就業実 験科 | 3 | 24 |

を

に改め、「高等部産業科は、令和2年度から生徒募集を停止す

| | | |
|-----------|---|----|
| 普通科 | 3 | — |
| 就業実 験科 | 3 | 24 |

る。」を削る。

別記第一号様式中

令和四年三月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程（昭和三十四年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二教育政策課の項の次に次のように加える。

| | |
|------------|-------|
| 学校運営・施設整備室 | 教 運 施 |
|------------|-------|

別表第二社会教育・文化財課の項を削り、同表地域連携教育推進室の項中「地域連携教育推進室」を「地域連携教育推進課」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第四号

県立学校一般

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

山口県教育委員会

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県立学校職員服務規程（昭和四十七年山口県教育委員会訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第五号

教育庁一般
各教育機関

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会職員健康管理規程（平成五年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「課（」の下に「教育政策課にあつては学校運営・施設整備室、」を加え、「、社会教育・文化財課にあつては地域連携教育推進室」を削る。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十九日印刷
令和四年三月二十九日発行

発行人 山口県知事